

会 議 録

会議の名称	平成28年度第2回茨木市ギャラリー運営委員会
開催日時	平成29年2月13日(月) 午後6時30分開会・午後8時20分閉会
開催場所	茨木市役所 南館6階第1会議室
議長	瀧澤賢福
出席者	今井 梅男、北井 勲、杉野 立一、鈴木 篤子、 瀧澤 賢福、鳥居 史郎、西田 照子、吉田 晴代 (8人)
欠席者	秋田 素鳳 (1人)
事務局職員	庄田哲也文化振興課長 高橋照美川端康成文学館長 田中勇輝振興係長 正木友希文化振興課職員 (4人)
議題(案件)	(1)ギャラリーの展示計画について
配布資料	・会議次第 ・福祉文化会館ギャラリー展示計画書等 ・川端康成文学館ギャラリー展示計画

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○議長	ただいまから、平成28年度第2回茨木市ギャラリー運営委員会を開会する。
○議長	本日の委員の出席状況について事務局から報告
	会議の成立の確認
○事務局	委員9人のうち半数以上の出席をいただいているので会議は成立している。
○事務局	本日の議事に入る。
	ギャラリーの利用等について
○議長	まず始めに、前回の委員会で議題になった市民ギャラリーの利用について説明を求める。
○事務局	前回の議題として、①各ギャラリーの展示作品レベルについて、 ②福祉文化会館ギャラリーと市民総合センターギャラリーの利用資格についてそれぞれ再確認すべきという意見があった。 まず①については、川端康成文学館ギャラリー及び福祉文化会館ギャラリーは茨木市美術展入賞作品レベル、市民総合センターギャラリー及び茨木市立ギャラリーはレベル不問、つまり審査は行わない、ということが過去の委員会において決定している。
○議長	各ギャラリーの展示作品レベルについて、何か意見・異議はありませんか。 (「異議なし」の声)
○議長	各ギャラリーの展示作品レベルについては、現状のままの方針とする。
○事務局	次に②については、個展を認めるべきかどうか論点となっていた。 茨木市市民ギャラリー運営要綱においては、いずれのギャラリーも、団体を基本としつつも個人の利用を妨げるような文言にはなっていない。 したがって、福祉文化会館ギャラリーと市民総合センターギャラリーについては、グループ展でも個展でも使用できると過去の委員会において決定している。
○委員	まず、福祉文化会館ギャラリーについては、グループ展でも個展でも問題ない。 これは、福祉文化会館ギャラリーの目的がより質の高い作品を展示することであり、一定のレベル以上の作品であるならば、グループ展でも個展でもその目的を果たせるからである。 一方、市民総合センターギャラリーについては、できるかぎりグループ展を行うべきと考える。現状、無料で市民総合センターギャラリーを利用できるようにしているのは、できるだけ多くの市民にギャラリーを利用してもらいたいからである。もし仮に、募集枠を大きく超える応募があつて、抽選の結果個展ばかりが通ってしまったら、利用者の総数が減ってしまう。
○事務局	ただ、運営要綱上、個展をすべて受け付けられないというわけにはいかない。
○委員	確かに、個展をしたくてもできないという状況は避けるべき。
○委員	では、グループ展を優先とするが、募集枠に空きがある場合は個展も受け付けてはどうか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○事務局	ひとまずグループ展も個展も受け付け、募集枠を超える場合のみ個展にご遠慮いただくという方法であれば、運営要綱にも反せず、かつ、より多くの人にギャラリーを利用してもらうことができる。
○議長	では、ギャラリーの利用について、市民総合センターギャラリーはグループ展を優先し、募集枠に空きがあれば個展も利用可能とする。福祉文化会館ギャラリーはこれまでどおりグループ展・個展いずれも可能とする。以上について、何か意見・異議はありませんか。 (「異議なし」の声)
○議長	今回決定した内容については、平成29年4月受付分からの運用とする。
	ギャラリーの展示計画について
○議長	次に、福祉文化会館ギャラリーの展示計画の説明を求める。
○事務局	資料「福祉文化会館ギャラリー展示計画書等」にもとづき説明。 (休憩) (再開)
○議長	福祉文化会館ギャラリーにつきましては、以上のとおり許可してよろしいか。 (「異議なし」の声) 福祉文化会館ギャラリーの展示計画どおり許可をする。
○議長	つぎに、川端康成文学館ギャラリーの展示計画の説明を求める。
○事務局	資料「川端康成文学館ギャラリー展示計画」にもとづき説明。 (作品写真回覧) (休憩) (再開)
○議長	川端康成文学館ギャラリーにつきましては、以上のとおり許可してよろしいか。 (「異議なし」の声) 川端康成文学館ギャラリーの展示計画どおり許可をする。
○議長	以上で、展示計画についての審議は終了する。 ほかに意見・質問はあるか。 (意見なし)
○議長	事務局から報告はあるか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○事務局	運営委員会の現在の任期が平成29年3月31日までとなっている。 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの次任期については、後日各委員に 継続・辞退の意思確認をさせていただくが、ご辞退の意思がある方がいらっしゃる 場合はできるかぎり同部門、同性の委員の推薦をお願いしたいと考えている。 次回の運営委員会は、6月ごろを予定している。
○議長	これで本日の運営委員会を終了する。